

第7回大空町農業委員会総会議事録

平成29年12月25日第7回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に召集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 石原 せつえ	2番 江口 美世司	3番 石田 正俊
4番 苫米地 正幸	5番 澤井 忠雄	6番 丹羽 真治
7番 岡内 浩之	8番 小久保 謙	9番 長尾 照幸
10番 早川 敏幸	11番 渡邊 恵二	12番 伊藤 博幸
13番 井上 良幸	14番 田中 悟	15番 田中 秀雄
16番 齊藤 貞利	17番 赤石 昌志	18番 岩原 秀嗣
19番 佐藤 廣治	20番 渡辺 誠	21番 石田 敦
22番 福田 重幸	23番 岡本 シゲ子	24番 遠藤 哲也
25番 長谷川 伸一	26番 永倉 誠二	27番 山神 正信

(2) 欠席者

なし

2. 職員等の出欠状況

事務局長 作田 勝弥 主査 渡邊 豪 主事 安念 真人

第7回大空町農業委員会総会議事録

午後1時30分

作田局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第7回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
作田局長	<p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆さん、ご苦勞様でございます。</p> <p>今日ちょっと天気が心配されたわけですが、何とかもちそうな感じがしています。</p> <p>早いものであと一週間ということで、また皆様にはお忙しい中、いろんな活動等でご出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>今年はちょっと振り返ってみますと、春順調に畑はスタートしたわけですが、5月末になりますとちょっと降雨がありまして、低温また干ばつ等で一部作物にはちょっと影響が出た作物もあろうかと思えます。</p> <p>また、大きな被害はなかったと思うのですが、台風の影響でデントコーンが倒伏したり、降ひょうがありまして、作物またビニールハウス建物等に被害が少し出ております。</p> <p>委員の中におかれましても、被害に遭われた方には、今回またお見舞い申し上げたいと思います。</p> <p>今年は7月に農業委員の改選がございまして、今日全員出席しております。このメンバーで三年間、7月にスタートしたわけです。</p> <p>皆様方には、農業委員の関係の仕事と自分の仕事も忙しい中、御尽力いただきまして誠にありがたい、ありがとうございます。</p> <p>11月5日には、津別町で開かれました斜網地区の農業委員の研修に御出席をいただきまして本当にありがとうございます。</p> <p>本年最後の総会ということで、また、第7回の総会でございます。</p> <p>忌憚のない御意見をいただいて総会を行っていきたく思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。宜しくお願い致します。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>

作田局長	<p>11月27日開催の第6回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
山神会長	<p>ただ今より第7回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後1時37分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>諸般の報告をいたさせます。</p> <p>事務局長。</p>
作田局長	<p>ただいまの出席委員は、27名全員であります。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第3号までの合計32件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、11番渡邊恵二委員、12番伊藤委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成29年12月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第1号所有権移転関係1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、新規に農地を売買する案件です。</p> <p>図面については、1ページに掲載しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について第2地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>

委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 号の所有権移転関係 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、所有権移転関係 2 番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 1 号所有権移転関係 2 番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、国有地を払い下げする案件です。</p> <p>図面については、2 ページに掲載しております。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について第 2 地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p>

	<p>これより議案第1号の所有権移転関係2番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に、所有権移転関係3番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第1号所有権移転関係3番説明朗読】 3番、4番につきましては、親子間の贈与の案件です。そのため、図面は省略しております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
山神会長	<p>この件について第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係3番について質疑に入ります。</p>
委員	(無しの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の所有権移転関係3番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に、所有権移転関係4番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	【議案第1号所有権移転関係4番説明朗読】

	<p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係4番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の所有権移転関係4番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査</p>
渡邊主査	<p>【議案第1号利用権設定関係1番説明朗読】 この件につきましては、新規に農地を賃貸借する案件です。 図面については、3ページに掲載しております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認して おりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
山神会長	<p>この件について第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態 が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>

委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係1番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により 〇〇委員の退席を求めます 暫時休憩とします。 (〇〇委員 退席)
山神会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定関係2番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第1号利用権設定関係2番説明朗読】 2番3番につきましては、使用貸借から賃貸借に変更する案件です。 経営地の変更が伴わないため、図面を省略しております。農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
山神会長	この件について第2地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。

	<p>これより議案第1号の利用権設定関係2番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定関係3番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第1号利用権設定関係3番説明朗読】 以上です。</p>
山神会長	<p>この件について第2地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係3番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>すみません。これ、経営面積のところ上と下とこれ、数字ちょっと違っているけど。854と584。</p>
渡邊主査	<p>はい、すみません。 55万1, 854です。下が間違えています、すみません。</p>
委員	<p>下が間違い。</p>
渡邊主査	<p>はい。</p>
山神会長	<p>55万1, 854が正しい。 そのほかございませんか。</p>

委員	(無しの声)
山神会長	なければ、これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の利用権設定関係3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。 利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。平成29年12月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【議案第2号利用権設定関係1番説明朗読】 この件につきましては、前借主の経営規模縮小に伴うものです。 第4地区農業委員により、12月7日にあっせん会が開催されております。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。 図面につきましては、4ページに掲載しております。 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含めず、26.4ha。労働力は2人です。 以上でございます。
山神会長	この件について第4地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 第4地区農業委員により12月7日にあっせん会を開催しております。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態

	<p>が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 1 番について採決しま す。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しま した。 次に、利用権設定関係 2 番について提案理由の説明を求めま す。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 2 番説明朗読】 この件以降は、全件更新の案件です。そのため、全件とも図面を省略 しております。 また、この件以降、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にすべて 適合していることを確認しております。 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、38.0ha。労 働力は 3 人です。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 2 番について採決しま す。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しま した。 次に、利用権設定関係 3 番について提案理由の説明を求めま す。</p>

	渡邊主査。
渡邊主査	<p>【議案第2号利用権設定関係3番説明朗読】</p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、38.1ha。労働力は4人です。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	これより利用権設定関係3番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の利用権設定関係3番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係4番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第2号利用権設定関係4番説明朗読】</p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、24.8ha。労働力は4人です。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	これより利用権設定関係4番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の利用権設定関係4番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係5番について提案理由の説明を求めます。</p>

	渡邊主査。
渡邊主査	<p>【議案第2号利用権設定関係5番説明朗読】</p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、29.1ha。労働力は3人です。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	これより利用権設定関係5番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の利用権設定関係5番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係6番から7番について借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第2号利用権設定関係6番から7番説明朗読】</p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、16.6ha。労働力は3人です。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	これより利用権設定関係6番から7番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の利用権設定関係6番から7番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

山神会長	<p>ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定関係8番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第2号利用権設定関係8番説明朗読】</p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、19.0ha。労働力は4人です。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係8番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係8番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定関係9番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第2号利用権設定関係9番説明朗読】</p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、23.4ha。労働力は4人です。 以上です。</p>

山神会長	これより利用権設定関係 9 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 9 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項」の規定により 〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。 (〇〇委員 退席)
山神会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定関係 1 0 番から 1 1 番について借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 2 号利用権設定関係 1 0 番から 1 1 番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、2 4. 2 ha。労働力は 4 人です。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係 1 0 番から 1 1 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 1 0 番から 1 1 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

	<p>暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に、利用権設定関係 1 2 番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 1 2 番説明朗読】</p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、9. 4 ha。労働力は 4 人です。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 1 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 2 号の利用権設定関係 1 2 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係 1 3 番から 1 5 番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 1 3 番から 1 5 番説明朗読】</p> <p>1 3 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、1 8. 7 ha。労働力は 4 人です。</p> <p>1 4 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、4 5. 9 ha です</p> <p>1 5 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、2 0. 4 ha。労働力は 4 人です。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 1 3 番から 1 5 番について質疑に入ります。</p>

委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係13番から15番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に、利用権設定関係16番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第2号利用権設定関係16番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、19.0ha。労働力は4人です。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係16番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係16番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に、利用権設定関係17番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	【議案第2号利用権設定関係17番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、15.3ha。労働力は2人です。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係17番について質疑に入ります。

委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係17番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係18番から19番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第2号利用権設定関係18番から19番説明朗読】 18番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、13.6ha。労働力は3人です。 19番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、14.2ha。労働力は2人です。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係18番から19番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係18番から19番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係20番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第2号利用権設定関係20番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、22.0ha。労働力は2人です。 以上です。

山神会長	これより利用権設定関係20番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係20番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係21番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第2号利用権設定関係21番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、17.8ha。労働力は3人です。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係21番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係21番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係22番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第2号利用権設定関係22番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、12.1ha。労働力は3人です。 以上です。

山神会長	これより利用権設定関係 2 2 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 2 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 2 3 番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 2 号利用権設定関係 2 3 番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、2 3. 3 ha。労働力は 3 人です。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係 2 3 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 2 3 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 2 4 番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 2 号利用権設定関係 2 4 番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、4 1. 7 ha。労働力は 3 人です。 以上です。

山神会長	これより利用権設定関係 2 4 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 2 4 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 所有権移転関係 1 番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。平成 2 9 年 1 2 月 2 5 日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【議案第 3 号所有権移転関係 1 番説明朗読】 この件につきましては、平成 2 6 年 4 月の総会において、貸付けの議決をいただいております、5 年間の賃貸期間終了を待たずに早期に買入するものです。 そのため、図面を省略しております。 また、前所有者は〇〇氏となります。 以上です
山神会長	これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号の所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。平成29年12月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【報告第1号説明朗読】 以上です。</p>
山神会長	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 これで総会を閉じます。ご苦労様でした。 引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしく申し上げます。 (午後2時26分)</p>

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____